

E T C 2.0 車載器購入促進助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、E T C 2.0 車載器を購入する際、代金の一部を助成することとし、国の平成 27 年度補正予算により、E T C 2.0 搭載車を対象に、高速道路料金の大口・多頻度割引最大 50%が継続されることを受け今後もより一層の輸送効率化が図られることを目的とする。

(対象車載器)

第2条 助成の対象となる車載器は、I T S - T E A {(一財) I T S サービス高度化機構}が認定したE T C 2.0 車載器とし、別紙 1 に示すものとする。

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の 2 月末日までの導入分とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、E T C コーポレートカードを利用している事業者が、当該年度に新たにE T C 2.0 車載器を購入し、事業用貨物自動車に導入した場合、車載器 1 台につき 1,000 円を交付する。

2 前項の助成は、N E X C O における助成を受けた車載器も対象とする。

3 助成対象は、事業者保有のE T C コーポレートカードを利用する県内登録ナンバーの車両とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として当該年度の 2 月末日までに様式 1 号のE T C 2.0 車載器購入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等
- (3) コーポレートカード
- (4) セットアップ証明書
- (5) 装着車両の自動車検査証

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となった機器が、次の各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該機器に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

- (2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

第8条 交付対象となった機器が、装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

- 2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。